

「セキュラーエコノミー国際プランディング・プロモーション業務委託」 に関するプロポーザル提案書評価基準

1 基本的な評価事項

表1の評価項目及び配点のもと、評価を行う。

2 評価方法

(1) 各評価項目について、表1「提案書評価項目」を参照し、次のように評価を行う。

- ア 「業務実績」に係る評価項目は、1項目10点の配点とする。
- イ 「実施体制」に係る評価項目は、2項目計20点の配点とする。
- ウ 「実施スケジュール」に係る評価項目は、1項目10点の配点とする。
- エ 「実施方針」に係る評価項目は、2項目計30点の配点とする。
- オ 「実施内容等に係る提案」に係る評価項目は、3項目計45点の配点とする。
- カ 「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組」にかかる評価項目は、5項目計5点の配点とする。

(3) 各評価項目について、表2「評価の視点」を参照し、次のように評価を行う。

ア 「業務実績」、「実施体制」、「実施スケジュール」、「実施方針」及び「実施内容等に係る提案」は、A、B、C、D、Eの5段階で評価を行い、各配点に、換算した評価(A=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=0/5とする。)を乗じて算出する。例えば、表1において配点15点の項目の場合、次のようになる。

評価がAであれば評価点は $15 \times 5/5 = 15$ 点

評価がBであれば評価点は $15 \times 4/5 = 12$ 点

評価がCであれば評価点は $15 \times 3/5 = 9$ 点

評価がDであれば評価点は $15 \times 2/5 = 6$ 点

評価がEであれば評価点は $15 \times 0/5 = 0$ 点

イ 「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組」にかかる評価項目は、それぞれA(1点)または該当なし(0点)の2段階評価を行う。

(4) 受託候補者の特定は、評価委員会に出席した各評価委員の採点に、「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組み」による加算を合計した点数により行い、原則として、最も高い点数となった提案者を特定者とする。

(5) 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、「提案書評価基準」における評価項目のうち、「実施内容等に係る提案」の合計点が高い方の提案を第一順位とする。それでも決しない場合は評価委員長が第一順位を決定する。

(表1)提案書評価項目

評価項目	配点	評価(A~E)	評価の換算式	評価点
1 業務実績	10	—	—	—
(1) 国際的なプロモーション業務の実績	10			
ア 行政機関等からの国際的なプロモーションに関して実績を十分に有しているか。	10			
2 業務遂行に係る提案内容	60	—	—	—
(1) 実施体制	20	—	—	—
ア 運営者側との連絡調整や活用計画の円滑な実施が可能な体制の提案となっているか。	10			
イ コンテンツ作成や海外との連絡調整に配置される人員の実務経験及び語学力は十分か	10			
(2) 実施スケジュール	10	—	—	—
ア 業務実施に際し適切で実行性が高いスケジュールの提案となっているか。	10			
(3) 実施方針	30	—	—	—
ア 適切な現状分析ができているか。	15			
イ 現状分析を踏まえた適切な実施方針となっているか。	15			
3 実施内容等に係る提案内容	45	—	—	—
(1) プロモーションコンテンツの企画に関する提案内容	15	—	—	—
ア 本業務の目的を理解し、横浜市のサーキュラーエコノミーの取組を国内外に発信する適切なコンテンツ（記事・動画）の提案となっているか。	15			
(2) メディア活用計画に関する提案内容	15	—	—	—
ア 本業務の目的を理解し、上記コンテンツ（記事・動画）を国内外に効果的に発信するためのメディア活用計画の提案となっているか。	15			
(3) サーキュラーエコノミーイベントに関する提案内容	15	—	—	—
ア 本業務の目的を理解し、横浜市のサーキュラーエコノミーの取組を国内外発信する適切なイベントの提案となっているか。	15			
小計(満点:115点)	115			

評価項目(加算項目)		配点	評価 (Aまたは該当 なし)	評価点
4 企業としての取組		5	—	—
(1) ワーク・ライフ・バランスに関する取組		1	—	—
ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)				
イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)				
ウ 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている(えるぼし・プラチナえるぼし)、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている		1		
エ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている				
(2) 障害者雇用に関する取組		1	—	—
ア 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)		1		
(3) 健康経営に関する取組		1	—	—
ア 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証		1		
(4) 脱炭素の取組		1	—	—
ア 脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っているか(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)。		1		
(5) SDGsの取組		1	—	—
ア 横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”にて認定を取得している場合		1		
小計(満点:5点)		5	—	—
合計(満点:120点)		120	—	—

(表2) 評価の視点

参考（業務説明資料から抜粋）：本業務の目的 14回目を迎えるアジア・スマートシティ会議や、横浜市の国際的なネットワークも有効に活用しながら、メディア活用等を通して、特に横浜市のセキュラーノ都市として国際的な認知と評価の獲得に向けた国際プランディング手法を確立することを目的に本業務を実施する。なお、本業務における優先ターゲットと目標として、①セキュラーエコノミーを推進する国際機関、国際ネットワーク、専門機関、政府関係機関の認知・評価を獲得すること、②発信力のある国際メディアなどへの掲載を通して、セキュラーエコノミーに取り組む世界の企業やビジネスエグゼクティブからの認知・評価を獲得すること、そして、③国内及び市内メディアなどへの掲載を通して、セキュラーノ都市としての国内におけるプレゼンスを高めること、とする。

評価項目		評価の着目点	評価				
			A	B	C	D	E
1 業 務 実 績	(1)国際的なプロモーション業務の実績	ア 行政機関等からの国際的なプロモーションに関して実績を十分に有しているか。	本業務を遂行できる極めて豊富な実績等を有している。	本業務を遂行できる豊富な実績等を有している。	十分な業務実績を有している。	業務実績が十分であるが疑問がある。	相応な実績を有していない。
2 業 務 遂 行 に か か る 提 案 内 容	(1)実施体制	ア 運営者側との連絡調整や活用計画の円滑な実施が可能な体制の提案となっているか。	実施体制が極めて優れている。	実施体制が優れている。	妥当である。	実施体制が一部妥当でない。	妥当でない。
		イ コンテンツ作成や海外との連絡調整に配置される人員の実務経験及び語学力は十分か。	実務経験・語学力が極めて優れている。	実務経験・語学力が優れている。	妥当である。	実務経験・語学力が一部妥当でない。	妥当でない。
	(2)実施スケジュール	ア 業務実施に際し適切で実行性が高いスケジュールの提案となっているか。	スケジュールが極めて優れており、実現性がある。	スケジュールが優れており、実現性がある。	妥当である。	スケジュールが一部妥当でない。	妥当でない。
	(3)実施方針	ア 適切な現状分析ができるか。	現状分析が極めて優れており、課題認識や優位性が抽出できている。	現状分析が優れており、課題認識や優位性が抽出できている。	妥当である。	現状分析が一部妥当でない。	妥当でない。
		イ 現状分析を踏まえた適切な実施方針となっているか。	現状分析を踏まえた、極めて優れた方針を打ち出している。	現状分析を踏まえた、優れた方針を打ち出している。	妥当である。	実施方針が一部妥当でない。	妥当でない。

評価項目	評価の着目点	評価					
		A	B	C	D	E	
3 実 施 内 容 等 に か か る 提 案 内 容	(1) プロモーションコンテンツの企画に関する提案内容	ア 本業務の目的を理解し、横浜市のサーキュラーエコノミーの取組を国内外に発信する適切なコンテンツ（記事・動画）の提案となっているか。	提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がなしが、実現性がある。	提案者独自の工夫や提案がなく、実現性に一部疑問がある。	妥当でない。
	(2) メディア活用計画に関する提案内容	ア 本業務の目的を理解し、上記コンテンツ（記事・動画）を国内外に効果的に発信するためのメディア活用計画の提案となっているか。	提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案はなしが、実現性がある。	提案者独自の工夫や提案がなく、実現性に一部疑問がある。	妥当でない。
	(3) サーキュラーエコノミーイベントに関する提案内容	ア 本業務の目的を理解し、横浜市のサーキュラーエコノミーの取組を国内外発信する適切なイベントの提案となっているか。	提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案はなしが、実現性がある。	提案者独自の工夫や提案がなく、実現性に一部疑問がある。	妥当でない。